第10回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成27年4月6日

上富良野町農業委員会

第10回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成27年4月6日(月) 午後1時30分から午後3時10分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 12名

' '	· > >	1 2 1					
	席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名	
	1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠	
	4	杉本 隆一	5	石橋 信次	6	佐藤 良二	
	7	井村 昭次	8	島田 政志	9	舘尾 雄治	
	10	長谷川裕見	11	井村 悦丈	12	青地 修	

4 欠席委員

7 111 12 22 2							

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の決定

日程第2 報告第1号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく諮問の答申について

日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画書の作成について

日程第5 諮問第2号 農用地利用集積計画書の作成について

(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)

日程第6 諮問第3号 農用地利用集積計画書の作成について

(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)

日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第9 議案第3号 農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに

活動計画について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会(午後1時30分) (着席)

開会の宣言

事務局長 只今より、第10回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。 9番 舘尾雄治 委員に合わせ、ご唱和ください。

舘尾委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、12名であります。 定数に達しておりますので、これより第10回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告(別紙)

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、 8番 島田政志 君、9番 舘尾雄治 君、を指名いたします。

議長 日程第2 「農地法第4条及び第5条の規定に基づく諮問の答申について」の件を議題 といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。

農地法第4条及び第5条の規定に基づく諮問の答申について、北海道農業会議より次の 件の答申がありましたので報告をいたします。以下、報告第1号朗読。

議 長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

議 長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議長 日程第3 「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報告第2号朗読。

議 長 報告第2号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第2号を終わります。

議長 日程第4 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。

富原地区農用地利用改善事業実施組合ほかより、次のとおり利用権の設定(賃貸3件、売買10件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成27年4月6日提出 上富良野町長 向山 富夫 農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満た していると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。以下、諮問第1 号朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議 長 諮問第1号 賃11番について、提案に関する補足説明を願います。 「2番 三好利和 委員」

三好委員 2番 三好です。賃11番について、補足説明いたします。

3月4日に富原地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸 1件の利用集積が成立いたしました。

賃11番 出し手 ○○線北○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○ さん。所在地は、○○道路沿いの畑1筆になります。○○○○さんの規模縮小に伴い、10a 当たり畑3,000円で10年間の賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃11番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃12番、13番について、提案に関する補足説明を願います。 「1番 谷本嘉彦 委員」

谷本委員 1番 谷本です。賃12番、13番について、補足説明いたします。

3月10日に江幌地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸2件の利用集積が成立いたしました。

谷本委員 賃12番 出し手 ○町○丁目の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん。所在地は、○○道路と○○号道路の間で、○○○○の奥の畑となります。これまで ○○○○さんが賃貸しておりましたが、期間満了に伴う再処分で、10a 当たり畑2,500円で10年間の賃貸借となりました。

これまで○○○○さんが賃貸しておりましたが、今回合意解約により、再処分することとなりました。10a 当たり畑 2,500 円で 10 年間の賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃12番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃13番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所53番、54番、55番、56番について、提案に関する補足説明を願います。

「6番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 6番 佐藤です。所53番、54番、55番、56番について、補足説明いたします。

3月5日に草分地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、草分防災センターで開かれ、売買4件の利用集積が成立いたしました。

佐藤委員 所 5 3番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○で す。所在地は、○○線○○号の○○○の登り付近となります。今回、規模縮小により、 畑 2 筆の売買となりました。

10a 当たり畑20,000円、50,000円での売買となりました。

10a 当たり畑 45,000 円~50,000 円、田 110,000 円~120,000 円での売買となりました。

所 5 5番 出し手 $\bigcirc\bigcirc$ 線 $\bigcirc\bigcirc$ 号の $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ ○○○○さん、受け手 $\bigcirc\bigcirc$ 0〜8 $\bigcirc\bigcirc$ 9の $\bigcirc\bigcirc$ 0 さん。所在地は、 $\bigcirc\bigcirc$ 0 さんの宅地横、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 0 道路沿いとなります。今回、離農に伴い、畑 1 筆、 \bigcirc 7 筆の売買となりました。

10a 当たり畑 75,000 円、田 70,000 円~100,000 円での売買となりました。

10a 当たり田 20,000 円~100,000 円での売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所53番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所54番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所55番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、所56番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所60番について、提案に関する補足説明を願います。 「8番 島田政志 委員」

島田委員 8番 島田です。所60番について、補足説明いたします。

3月6日に東中第3地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、東中あつまる一むで開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所60番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。所在地は、〇〇〇〇号道路沿いの畑1筆となります。これまで〇〇さんが賃貸されておりましたが、期間満了に伴う再処分で、今回、売買となりました。 10a 当たり畑60,000円での売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所60番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所61番、62番について、提案に関する補足説明を願います。 「1番 谷本嘉彦 委員」 谷本委員 1番 谷本です。所61番、62番について、補足説明いたします。

3月10日に江幌地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買2件の利用集積が成立いたしました。

所 6 1番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○です。所在地は、○○さんの宅地から○○○○道路を少し行ったところとなります。今回、○○さんの離農に伴い、畑4筆、田1筆を売買することとなりました。10a 当たり畑75,000 円、田 60,000 円での売買となりました。

所62番 出し手 ○町○丁目の○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○さん。所在地は、先程の○○○さんと○○○○さんが賃貸する畑の隣接地となります。これまで○○さんが賃貸借しておりましたが、合意解約により再処分となりました。10a 当たり畑70,000円での売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所61番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所62番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所63番について、提案に関する補足説明を願います。 「4番 杉本隆一 委員」 杉本委員 4番 杉本です。所63番について、補足説明いたします。

3月16日に西日の出地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所63番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん。所在地は、○○さんの宅地横となります。今回、○○○○の離農に伴い、田2筆を売買することとなりました。10a 当たり田170,000 円での売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所63番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所64番について、提案に関する補足説明を願います。 「7番 井村昭次 委員」

井村(昭) 7番 井村です。所64番について、補足説明いたします。 委員

3月27日に江花地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所64番 出し手 〇〇線北〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。所在地は、〇〇線〇〇号となります。これまで、〇〇〇〇さんが賃貸しておりましたが、今回、合意解約による再処分で売買となりました。10a当たり畑60,000円、田70,000円での売買となりました。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所64番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所65番について、提案に関する補足説明を願います。 「5番 石橋信次 委員」

石橋委員 5番 石橋です。所65番について、補足説明いたします。

3月30日に東中東部地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、東中あつまる一むで 開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所 6 5番 出し手 〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇で す。所在地は、倍本道路沿いの田 1 筆となります。これまで、〇〇〇〇さんが賃貸して おりましたが、今回、合意解約による再処分で売買となりました。10a 当たり田 140,000 円での売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。 これより質疑に入ります。

質疑 図面を見ると、境界線の向こう側に土地があるように見えますが、それは別ですか?

石橋委員 これは河川敷地です。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。 これより、所65番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり

議長ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 「諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたしま す。

農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、〇番 〇〇〇〇 委員の退席を求めます。(〇番 〇〇〇〇 委員 退席)

諮問第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第2号について、ご説明いたします。

江幌地区農用地利用改善事業実施組合ほかより、次のとおり利用権の設定(賃貸1件) についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成27年4月6日提出 上富良野町長 向山 富夫 農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満た していると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。以下、諮問第2 号朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第2号 賃14番について、提案に関する補足説明を願います。 「1番 谷本嘉彦 委員」

谷本委員 1番 谷本です。賃14番について、補足説明いたします。

3月10日に江幌地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸1件の利用集積が成立いたしました。

賃 1.4番 出し手 〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。所在地は、〇〇〇〇道路沿いにある畑3筆、田3筆となります。これまで〇〇〇〇 さんが賃貸しておりましたが、期間満了に伴う再処分で、10a 当たり畑1,000円~2,300円、田5,000円で10年間の賃貸借となりました。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃14番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。 7番 井村昭次 委員の退席を解きます。(〇番 〇〇〇〇 委員 着席)

谷本委員 議案の訂正をお願いします。P8、附表1、所61番です。畑75を畑60へ訂正をお願いします。

議 長 日程第6 「諮問第3号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、〇番 〇〇〇〇 委員の退席を求めます。(〇番 〇〇〇〇 委員 退席)

諮問第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第3号について、ご説明いたします。

草分地区農用地利用改善事業実施組合ほかより、次のとおり利用権の設定(売買3件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成27年4月6日提出 上富良野町長 向山 富夫 農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満た していると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。以下、諮問第3 号朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第3号 所57番、58番、59番について、提案に関する補足説明を願います。 「9番 舘尾雄治 委員」

舘尾委員 9番 舘尾です。所57番、58番、59番について、補足説明いたします。

3月5日に草分地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、草分防災センターで開かれ、賃貸1件の利用集積が成立いたしました。

所 5 7番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん。所在地は、○○さんの宅地横の畑となります。今回、○○さんの離農に伴い、畑 3 筆の売買となりました。

10a 当たり畑80,000 円での売買となりました。

所 5 8番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん。所在地は、先程の畑の隣接地と報徳道路沿いになります。今回、○○さんの離農に伴い、売買となりました。

10a 当たり畑20,000円~50,000円、田100,000円での売買となりました。

10a 当たり畑 30,000 円での売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所57番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所58番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所59番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。 〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます。(〇番 〇〇〇〇 委員 着席)

議長 日程第7 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題と いたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定 に基づき許可に可否について審議を求める。

平成27年4月6日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修 許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧願います。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 1番、2番、3番について、提案に関する補足説明を願います。 「11番 井村悦丈 委員」

井村 職務代理 11番 井村です。議案第1号 1番、2番、3番について、補足説明いたします。

1番 出し手 $\bigcirc\bigcirc$ 線 $\bigcirc\bigcirc$ 号の $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ ○○さん、受け手 $\bigcirc\bigcirc$ 線 $\bigcirc\bigcirc$ 号の $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ ○さん。所在地は、 $\bigcirc\bigcirc$ 00と $\bigcirc\bigcirc$ 00道路との交差付近となります。これまで $\bigcirc\bigcirc$ 00さんが賃貸借しておりましたが、合意解約により再処分することとなりました。10a 当たり畑 3,000円、田 11,000円、平成 33 年 11 月 30 日までの賃貸借となりました。

2番 出し手 $\bigcirc\bigcirc$ 線 $\bigcirc\bigcirc$ 号の $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ ○○さん、受け手 $\bigcirc\bigcirc$ 線 $\bigcirc\bigcirc$ 号の $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ ○さん。所在地は、 $\bigcirc\bigcirc$ さんの宅地付近となります。これまで $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ ○○さんが賃貸借しておりましたが、合意解約により再処分することとなりました。10a 当たり畑 3,000 円、田 10,000 円、平成 33 年 11 月 30 日までの賃貸借となりました。

3番 出し手 ○町○丁目の○○○○さん、受け手 ○町○丁目の○○○○弘さん。所 在地は、○○○○道路付近の畑6筆となります。10a 当たり畑5,000 円、10 年間の賃貸借となりました。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 1番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第1号 2番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第1号 3番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 4番について、提案に関する補足説明を願います。 「5番 石橋信次 委員」

石橋委員 5番 石橋です。議案第1号 4番について、補足説明いたします。

4番 出し手 $\bigcirc\bigcirc$ 線 $\bigcirc\bigcirc$ 号の $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ ○○○さん、受け手 $\bigcirc\bigcirc$ 0線 $\bigcirc\bigcirc$ 号の $\bigcirc\bigcirc$ ○○さん。所在地は、 $\bigcirc\bigcirc$ 0線 $\bigcirc\bigcirc$ 9の田 1 筆となります。これまで $\bigcirc\bigcirc$ 0○○さんが賃貸借しておりましたが、期間満了により再処分することとなりました。10a 当たり田 5,000 円、1 年間での賃貸借となりました。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 4番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第1号 5番について、提案に関する補足説明を願います。 「10番 長谷川裕見 委員」

長谷川 10番 長谷川です。議案第1号 5番について、補足説明いたします。 委員

> 4番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん。 所在地は、○○さんの宅地横の田1筆、畑1筆となります。隣接地の○○さんの畑を○ ○さんが現在賃貸借しており、今回、この部分も賃貸することとなりました。 10a 当たり田5,000円、畑5,000円、平成33年11月30日までの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 5番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題と いたします。

議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。

農地法第5条の規定による農地の転用申請のあった次の件について、農地法施行令第1 5条に基づき意見を付したいので審議を求める。

平成27年4月6日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修 許可申請は、ソーラー発電システム建設のための転用で、地上権を設定するものです。 申請地は、農振地外の市街化区域内で第3種農地と第2種農地の所有者2件で、合計面 積37,361㎡を一帯として太陽光発電事業を行うものです。

審議資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号 1番について、提案に関する補足説明を願います。 「3番 谷 忠 委員」

谷 委員 3番 谷です。議案第2号 1番について、補足説明いたします。

土地所有者は、○町○丁目の○○○○さんと、○○○○町の○○○○(○)の農地となります。所在地は、○○○の道路向かいの○○○の両隣となります。

転用面積が、20,000 ㎡を超えるため、北海道知事許可となり、農業委員会の意見を付して北海道に提出することになります。

転用内容は、○○市の(○)○○○○が地上権を設定し、ソーラーパネルを○○基建設し、発電事業を行うものです。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議長 これより、議案第2号 1番を採決いたします。 本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9 議案第3号「農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動 計画について」の件を議題といたします。 事務局より、議案第5号を説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。

平成26年度農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに平成27年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について審議を求める。

この点検評価及び活動計画の策定にあたっては、平成21年の農林水産省「農業委員会の適正な事務実施について」通達により、取り組むことになっております。 なお、評価・点検並びに活動計画にあたっては、先に協議会にてそれぞれの(案)を協議しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 を採決いたします。 本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。本日の日程は、 全て終了いたしました。

第10回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、報告2件、諮問3件、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後3時10分

上記第10回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成27年 4月 6日

上富良野町農業委員会長

上富良野町農業委員 ______

上富良野町農業委員 ______